

OSSライセンスを正しく理解するためのコツ

「著作権行使」とは

2021年10月22日

OSSライセンス姉崎相談所・姉崎章博

オープンソースの「今」を伝える

Open Source Conference 2021 Online Fall

2021年10月22日(金)-23日(土) 10:00~18:00

オンライン会場 (Zoom & YouTube Live)

前回までのタイトル

『OSSライセンスは著作権行使の許諾条件』

- ◆ 「OSSライセンス」 - フリーソフトウェアライセンスとも
 - GNU GPL, BSDライセンス、Apache ライセンスなど
- ◆ 「許諾条件」 - 許諾される条件
 - 条件を満たせば、許諾される。
 - 条件を満たさなければ、禁止される。
- ◆ 「著作権行使」 - 著作権を行使すること
 - 著作権という権利を行使(使用、実施)すること

著作権

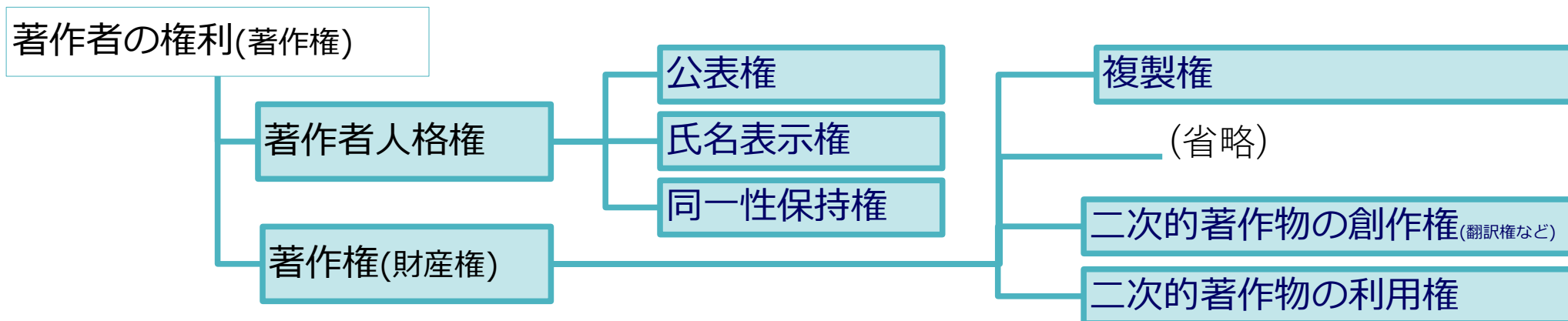
支分権(下記)の束であり、

財産権における「複製権」は

他人が「無断で複製すること」を止めることができる

(条件を付けて、他人が複製することを認める)

権利(許諾権)



『著作権行使』とは

例えば、

複製権を行使(使用、実施)すること

著作権法 第二十一条 (複製権)

著作者は、

その著作物を複製する権利を専有する。

第二条二 著作者 著作物を創作する者をいう。

※著作物がプログラムなら、その開発者(社)。

一方、マスクミ等で、

「著作権を行使して、差止請求の裁判を起こす」

とか

「権利を行使して、損害賠償を請求する」とか

よく聞きます。

だから、

人に使わせない権利が著作権だと言う人が多い

それは著作権じゃないから

第七章 権利侵害

(差止請求権) 第一百十二条

著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、①

その著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を②

侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、③

その侵害の停止又は予防を請求することができる。④

簡略して言うと

①著作者は、

②その著作権を

③侵害する者に対し、

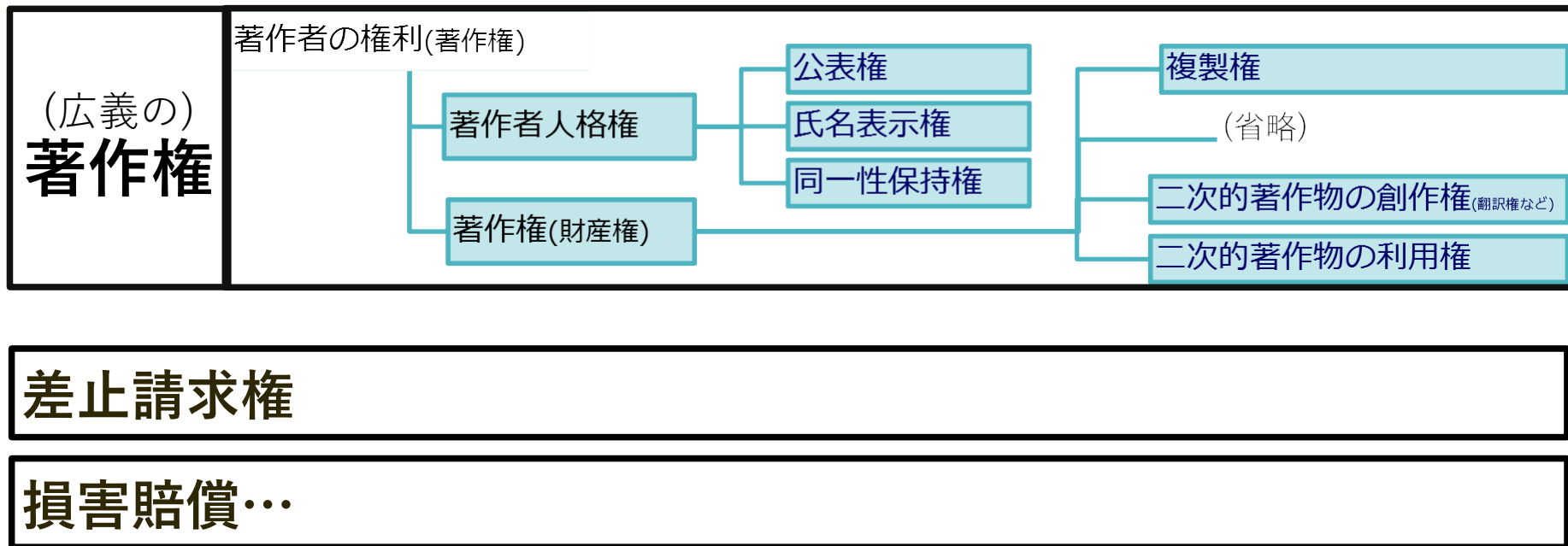
④その侵害の停止を請求することができる **のが、差止請求権**

差止請求権は、著作権ではない



著作権法で定められた著作権とは別の権利 だから

著作権法



- ◆ 差止請求の裁判を起こす際に行使している権利は、著作権ではなく、著作権法で定められた**差止請求権**。
- ◆ 損害賠償を請求する際に行使している権利も、著作権ではなく、民法等で定められた**別の権利**。

提訴する権利を著作権と呼ぶのは止めましょう

それでは、著作権を正しく理解できない

それでは、OSSライセンスも正しく理解できない

それでは、OSSを使った製品を正しく出せない

そのいい加減さが、他人の権利を侵害する

民事で提訴されなくても、刑事で告訴され有罪になれば、

十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金

法人なら、**三億円以下の罰金刑**

著作権法で定義された権利とはいえ、

著作権ではないものを

著作権と呼ぶのは止めましょう、ということ。

ここまでで何かご質問はありませんか？

他にも、著作権行使でないものを

著作権行使と**勘違い**しているものが少なくない

1-1. 「ダウンロードは著作権法違反である」!?

「例外的に、許諾を得ているか、

適法な公開元かつ個人の**私的利用**であれば免除される

が、企業の対応としては不可」という話らしい。

・・・

でも、普通に企業でもOSSをダウンロードして

使っているよね。

さて…

どうしたら、こんな話になるか推測してみましよう

1-2. OSSのダウンロードが違法ではない理由

二つの解釈があり得る(?)

1. 著作者である開発者がダウンロードによる複製権の行使を許諾している
2. OSSのダウンロードは複製権の行使ではない

ダウンロードを複製権の行使とする前者では、

二つの矛盾が生じる

矛盾1. 許諾と書かれていないOSSライセンスの存在

ダウンロードによる**複製権の行使を許諾しているならば、**

OSSライセンスにそう書かれているはず

Permission to use, **copy**, modify, and distribute... (PostgreSQL License)

3. You may **copy** and distribute the Program... (GNU GPLv2)

だが、書かれていないライセンスも存在する

Redistribution and use in source and binary forms, with or without modification, **are permitted**... (FreeBSD Copyright)

FreeBSDがダウンロード(複製)してはいけない

などという話は聞いたことがない。

矛盾2. GPLの条件を満たせない

GNU GPLv2の第3条は、

「オブジェクトコードないし実行形式で複製」の際の許諾条件

『「ソースコード」または「申し出」を「**添付**」すること』

さて、

Linux実行形式のダウンロードを許諾してもらうための条件が

その**ソースコードを添付**すること、と言われたら … ?

できるわけがない

※添付できるのは物理的にアップロードする人だけ

「OSSのダウンロードは複製権の行使ではない」

以上の矛盾から、そう考えるしかないだろう。

そもそも、開発者はダウンロードしてもらっ

つもりでアップロードしたOSSだし。

「個人の私的利用」でのみ許されると言うのは、

ダウンロードできている現実とかけ離れている。

⇒ダウンロードが違法という人は想定が違うのでは？

1-3. ダウンロードが違法と言う人の 想定 著作物 が違ふみたい

著作権侵害してアップロードされたものの話

◆ 平成21年の著作権法改正

『インターネット上で**著作権を侵害して**アップロード又は送信が行われる**音楽・映像等**について、その事実を知りながら、当該送信を受信して録音・録画を行う場合」を第30条 私的使用のための複製で許容される複製から除外される、いわゆる「**違法ダウンロード**」が定められました』(*)<第1項第3号>

*:加戸守行著『著作権法逐条講義 六訂新版』CRIC 著作権情報センター発行、P127より

◆ 令和2年の改正

音楽・映像等**以外の著作物も**対象に拡大<第1項第4号>

『令和3年1月1日施行 侵害コンテンツの**ダウンロード違法化**について』(文化庁)

➔ 「ダウンロード違法化」の文言だけが一人歩きしているのかも

1-3-1. 文化庁のQ&Aが勘違いを助長!?

問8 漫画家・研究者等が行う創作・研究活動や、企業が行うビジネスにも悪影響が及ぶのではないか。

(答)

企業のダウンロードはもともと違法
という勘違いを生んだ!?

1. 漫画家・研究者等が業務として行うダウンロードや企業においてビジネスの一環として行われるダウンロードは、私的使用目的の複製（著作権法第30条）とは言いづらいものであり、もともと違法であって、今回の改正とは直接関係しません（改正前と取扱いは変わりません）。
2. なお、文化庁では、今回の改正とは別途、研究目的での自由利用を認める規定（権利制限規定）の創設など、著作物の公正な利用を促進するための措置についても、並行して検討を進めているところです。

でも、これは、

『**侵害コンテンツ**のダウンロード違法化に関するQ&A』の話

- 1.は侵害コンテンツの話だが、2.は非侵害コンテンツの話と混在
なので、勘違いする人が出ているのではないか

1-3-2. 私的使用目的の複製 (著作権法第30条) が絡む理由

違法ではないコンテンツのダウンロードに

「私的使用目的の複製 (著作権法第30条)」

による著作権の制限を受けないと複製権の行使、
著作権侵害という話はどこから出てくるのか？

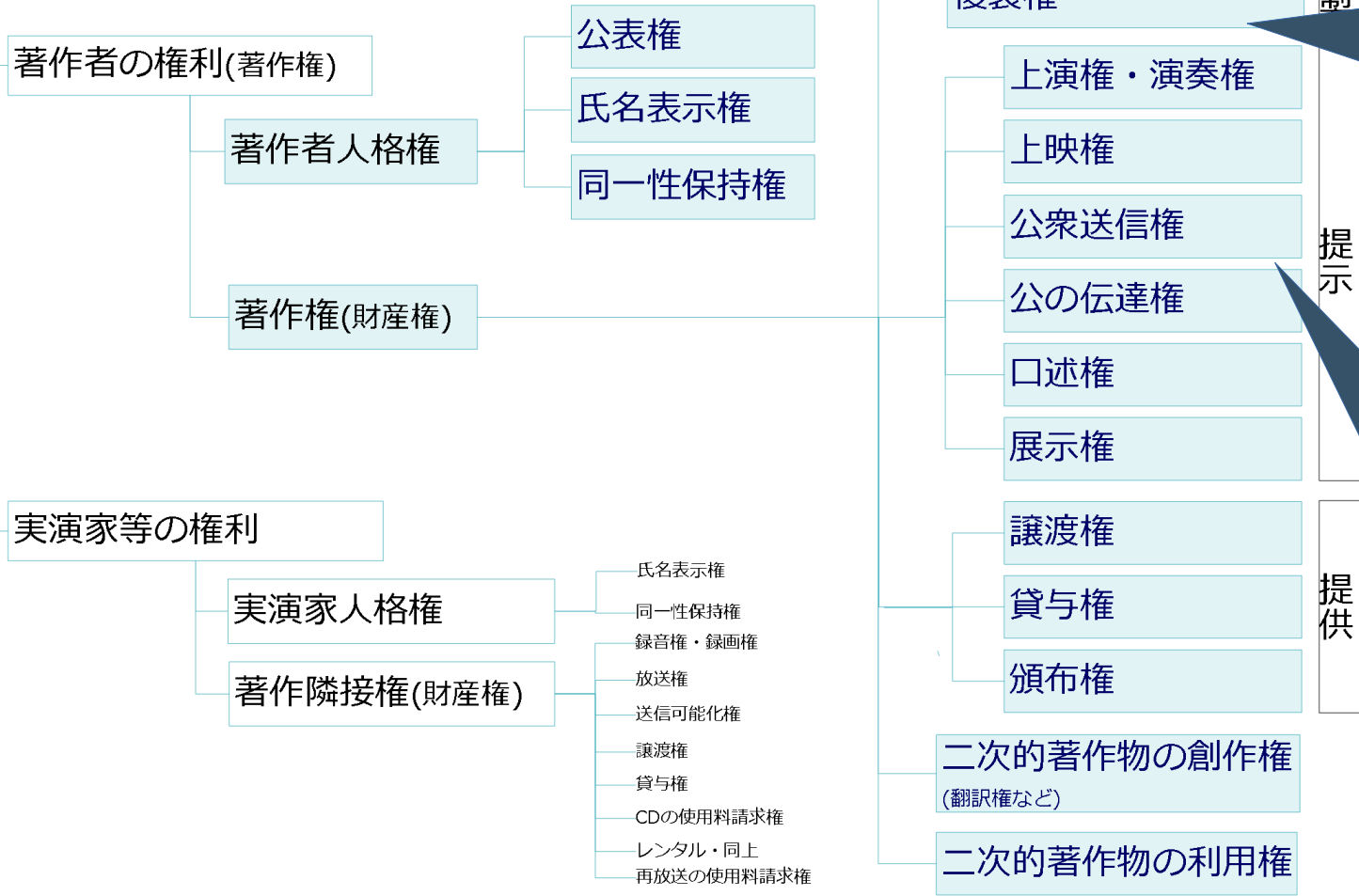
一つの推測…

家庭内でのビデオ録画のイメージなのでは？

(公開)OSSとテレビ放送の行使著作権の違い

(日本国著作権法での) 著作者の権利：支分権

文化庁 著作権テキスト より



OSSの公開は
著作者による
複製権の行使

テレビ放送は
著作権者による
公衆送信権
の行使

「複製権の行使」による「複製」と
「公衆送信権の行使」による「提示」は、何が違うのか？

なお、「複製(再製)」と「提示」の違い

①著作物の有形的再製とは

著作物を新に有体物に化体させる行為

②著作物の提示とは

有体物(原作品・複製物)の存在を前提としないか、

あるいは 有体物の占有を移転せずに、

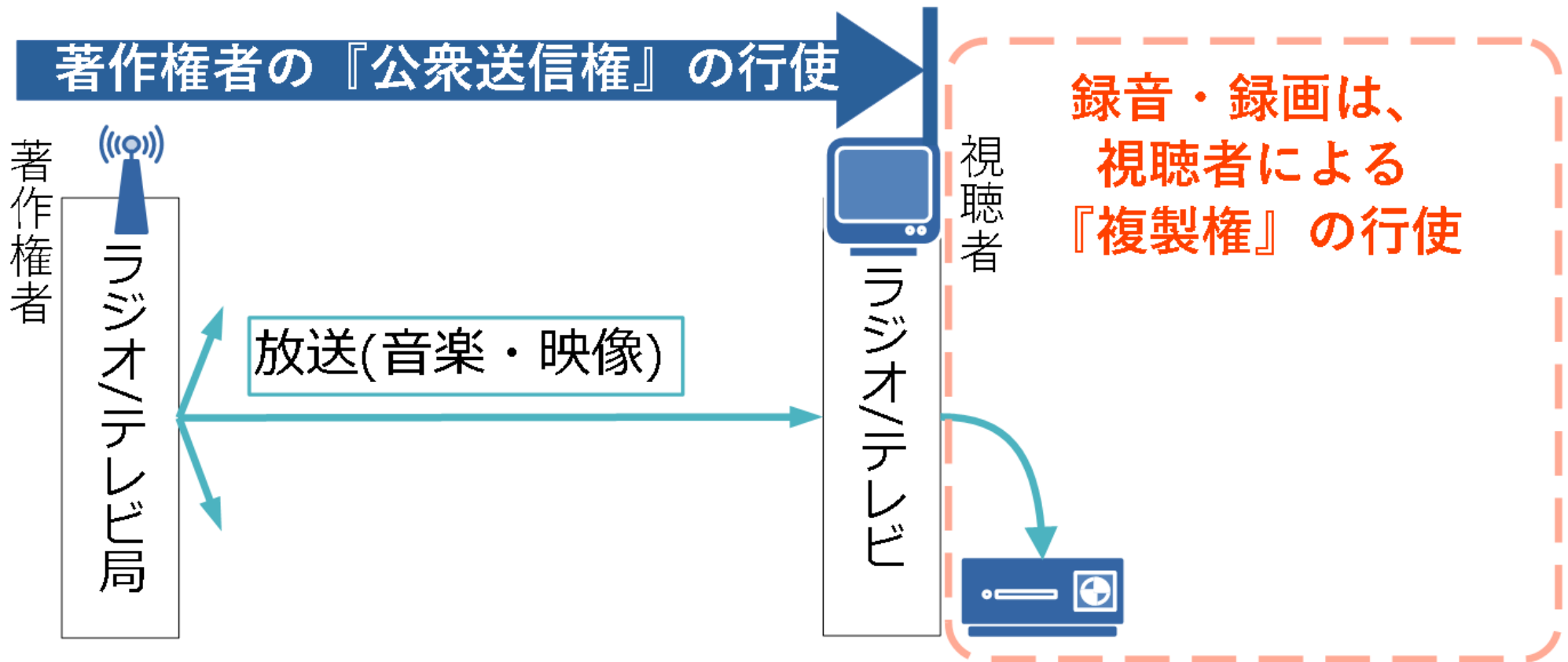
著作物へのアクセスを直接的に可能にする行為

島並良・上野達弘・横山久芳著『著作権法入門』有斐閣、P129

つまり…

テレビ放送の録画は

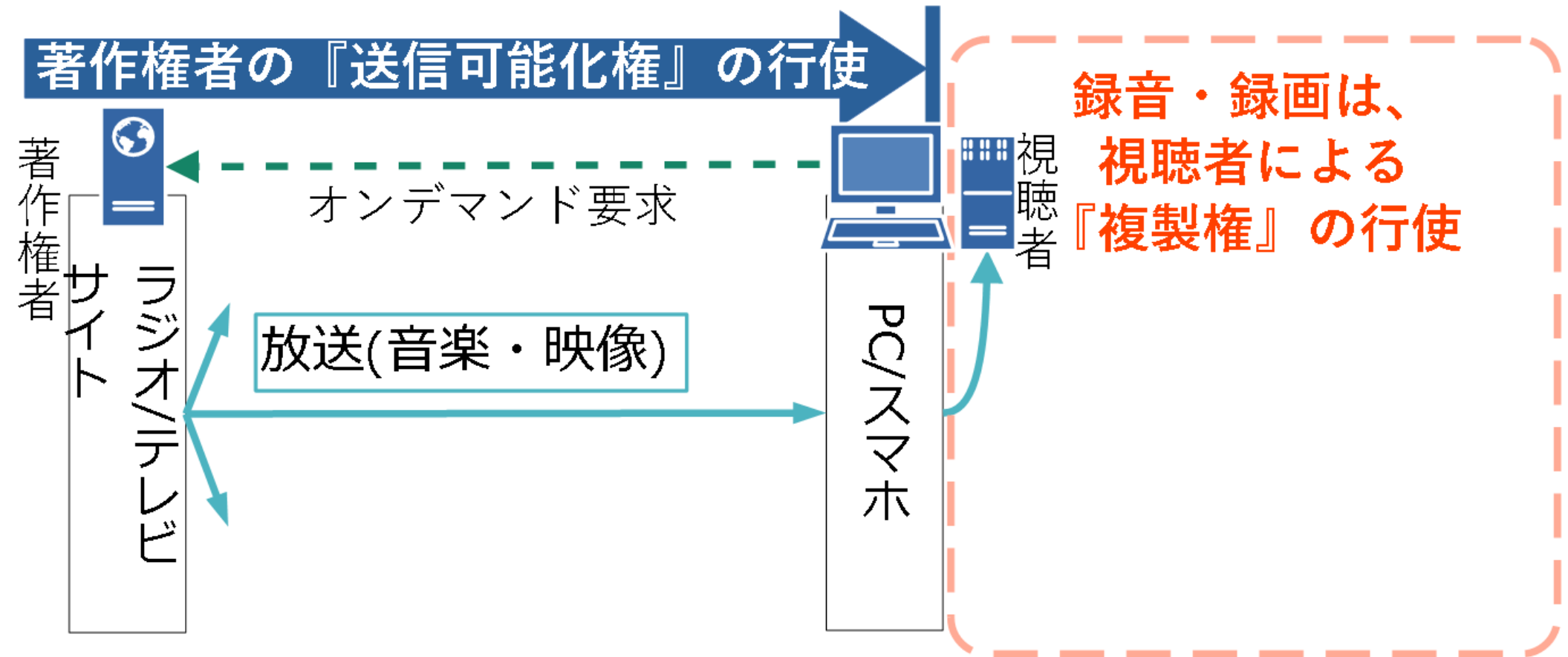
著作権者は公衆送信権しか行使していないから、
視聴者による複製権の行使



オンデマンド映像のダウンロードは

著作権者は送信可能化権しか行使していないから

視聴者による複製権の行使

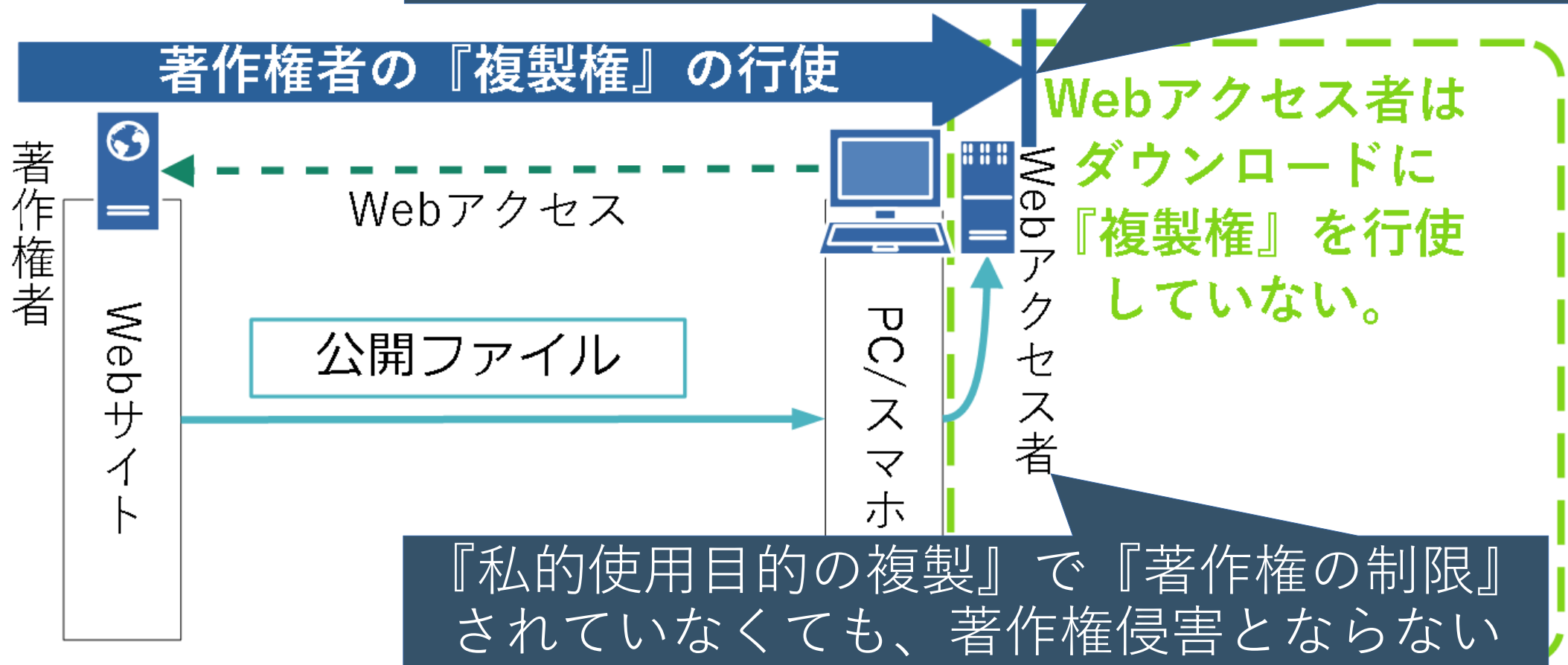


(公開された)OSSのダウンロードは

著作権者は複製権を行使(有形的再製)しているから

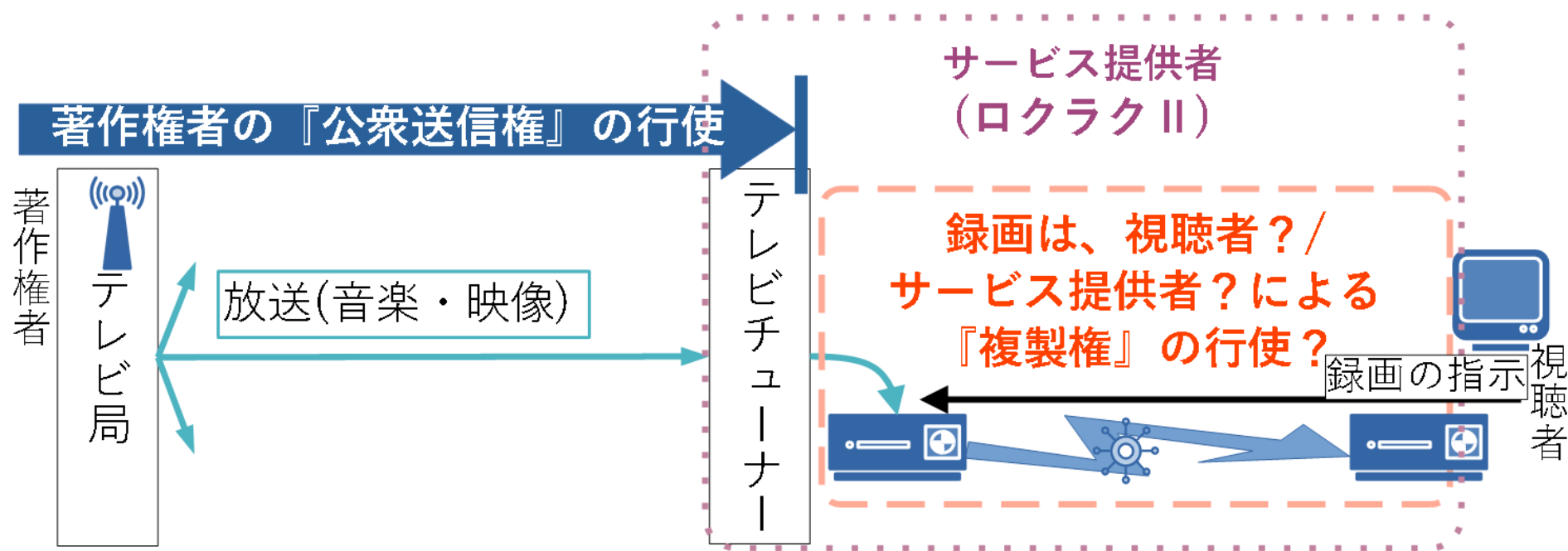
Webアクセス者による複製権の行使ではない

ここまで来て『有形的再製』となるから



1-4. ロクラクII事件

- ◆ 単純に「ダウンロードは複製権の行使である」と考えると「視聴者に行使させれば、私的使用目的の複製で著作権が制限される」と考えたと思われる製品・サービス
- ◆ 複製権の行使者が、視聴者かサービス提供者かが争われた



➔ 最高裁まで行ったが、サービス提供者敗訴

1-5. OSS利用者には出来て当たり前の話

でも、意外に、

「著作者である開発者が許しているからだ」

で済ましてしまっていないですか？

誰が、どの著作権(支分権)を行使しているか

正しく認識しないと商品化でトラブルかもしれません

ここまでで何かご質問はありませんか？

2. 『納品』は著作権行使か？

著作物を新に有体物に化体させる有形的再製

単純に言えば、複製しているなら、

複製権の行使(著作権行使)だが、

複製している場合もあれば、

複製していない場合もあるだろう。

だから、

『納品』は必ずしも『著作権行使』ではない

ここまでで何かご質問はありませんか？



OSSライセンス
姉崎相談所

The OSS license Office
of ANEZAKI

ツイート

OSSライセンス
姉崎相談所
The OSS license Office
of ANEZAKI

論説

2021年

• ダウンロードは著作権法違反か？

○ダウンロードしたOSSを使うことは、世界中の企業で常識的に行われていますが、「企業でのダウンロードは違法である」と言う人がいます。この意識の違い、ギャップはどこからくるのかを考察します。

論説

ツイッターで断片的に述べたことなどを小論文風にまとめてみました

ユーレイミカの
OSSライセンスお勉強の旅

ユーレイになったミカが、OSSライセンスをお勉強。先輩のシラタマに著作権について教えてもらうが・・・

OSSライセンスで条件を指定する権利はどこからくるのか？

オープンソースソフトウェアについて解説した記事の中には、「OSSライセンスは契約である」という誤解を目的することが多い。論文を執筆した背景を解説。

「第9回著作権・著作権隣接権論文募集」入賞論文

「第9回著作権・著作権隣接権論文募集」で、「OSSライセンスとは～著作権法を権原とした解釈」が佳作に入選 2013.09.03

@IT連載 企業技術者のためのOSSライセンス入門

企業がオープンソースソフトウェアとうまく付き合い、豊かにしていくために最低限必要なライセンス上の知識を説明。(2008年12月～全6回)

<http://www.osslicense.jp/>

ダウンロードは著作権法違反か？

Does a downloading violate Copyright Act?

1. はじめに

「ダウンロードは著作権法違反である」という意見をいただいた。
「例外的に、許諾を得ているか、適法な公開元かつ個人の私的利用であれば免除されるが、企業の対応としては不可」と。

でもですね、OSSに關わる人はわかると思うのですが、ダウンロードしたOSSを使うことは、世界中の企業で常識的に行われています。

この意識の違い、ギャップはどういうことなのかを本論では明らかにしたいと思います。

2. OSSのダウンロードが違法ではない理由

企業がOSSをダウンロードすることが違法ではないとする理由には、以下の二つの解釈が可能です。

1. 著作権である開発者がダウンロードによる複製権の行使を許諾している
2. OSSのダウンロードは複製権の行使ではない



著作権が理解できれば、OSSライセンスも理解できる!

誤解されがちなOSSライセンスを「正しく」理解し、無用なトラブルを避け、OSSを活用するための1冊! OSSライセンスのコンサルリングに長年取り組んでいる著者が丁寧に解説! ©CARREPRO

OSSライセンスを正しく理解するための本

本書では、OSSライセンスを正しく理解するために著作権を主眼点において解説しています。



誤解されがちな「オープンソース」をさまざまな視点でいねいに解説!

オープンソースとは何かや歴史、ライセンス、オープンソースを利用したビジネス、オープンソースの事例など、オープンソースの概要がわかる1冊! ©CARREPRO

オープンソースの教科書

「はじめに」で『本書は完全な正確さを目指していません初學者のために「まずはわかる」ということを重視して書きました』と宮原徹氏のテイストたっぷりの本です。「第7章 オープンソースとライセンス」の原文執筆させていただきました。

先ほどの話を文章で論じています